

JAFSA月例会「名古屋入国管理局との情報交換会」報告

日時：平成19年6月26日(火) 14:30-16:30

場所：名古屋大学野依記念学術交流館

参加者(総数)：147名

この月例会は、毎年愛知県留学生交流推進協議会が開催する標記行事にJAFSA会員が参加できるよう配慮したものである。名古屋地域のJAFSAが独自で開催していた時期もあったが、入国管理局から共同開催の要望があったとかで、それ以後は「共催」となった。県内の短大や大学には推進協議会から開催通知が届くため、JAFSA会員の参加申込みは、主に「日本語学校」関係者が多い。

さらに、6月に開催する理由は、この情報交換会参加者には受講「証明書」が発行され申請取次ぎ者申請資格が与えられるため、異動などで新たに留学生担当になった職員にとっては必要な資格であり、早めの開催となっている。

当日は最初に名古屋入管の実務担当者から申請取次制度に関して事務的な説明があり、その後、名古屋入国管理局留学・研修審査部門の川上数則首席審査官から、事前に提出された質問をもとにしながら、入国管理行政の考え方を含む回答・説明がなされた。大変ざっくばらんにわかりやすくお話しされたので、参加者はよく理解できたと思う。印象的だった内容を一部紹介しておきたい。

- 外務省の管轄であるが、留学生から「親族訪問」の短期滞在ビザ申請の身元保証人に教員が頼まれた場合のあり方の質問に対しては、留学生との信頼関係にも関わるが、他人が扶養する場合は「家族滞在」ではないように、関係のない者は「でしゃばらないのがよい」。(この言葉は印象的であった。これに関して私からは「海外旅行保険への加入」を条件にされることをお勧めする。)
- 日本に来て間もない留学生が「資格外活動許可」の副申書を依頼してきたがどれぐらいの時期が望ましいか?という質問に対しては、基本的には3ヵ月ぐらいと考えるが、その学生に応じた期間を決めてもらいたいとの回答であった。
- 支弁能力とは、「1年間異国で暮せる金額+学費」と誰が見てもわかる範囲を指す。(この言葉もあたりまえのことながら説得力を感じた。)

質問事項は担当者の経験年数によっても異なるが、担当者が一人で悩むような事態を避けるためには、JAFSAのML[hiroba]を有効に活用されることが望ましいと考える。

報告者：松浦 まち子 (名古屋大学)